

国内希少野生動植物種情報の公開及び生息地等情報の取扱いについて

1. 背景

(1) 国内希少野生動植物種に関する情報の整理・公開について

①希少野生動植物種保存基本方針（平成 30 年 4 月）

3 多様な主体の参画と連携

絶滅危惧種は数多く生じており、その保存に資する制度や手法は多岐にわたるため、絶滅危惧種の保存施策を着実に推進するためには、施策の内容に応じた多様な主体の参画が不可欠であり、また、多様な主体の連携が重要である。このため、個々の種に関する施策の実施において、当該種の保存に係る取組の方向性を明確に示し、適切な情報共有を図った上で、関係省庁、地方公共団体、動植物園等、調査研究機関、地域住民、専門家、NGO・NPO、農林水産業従事者、民間企業、各種基金などの多様な主体の参画及び連携を促進する。

②現状

- ・国内希少野生動植物種に関する情報は、例えば、
 - 保護増殖事業計画は、保護増殖事業計画のウェブページに、
 - 生息地等保護区は、生息地等保護区のウェブページに、
 - 生物多様性保全推進支援事業は、同支援事業のウェブページに掲載される等、種ごとの保全対策等の情報が、わかりやすく整理されて公開されていない。
- ・また、地方公共団体による保全対策や、民間企業等による保全の取組など、多様な主体による保全実施状況等に関する情報についても、種ごとに整理されて公開されていない。

⇒ 国内希少野生動植物種の種数が増加し、その効果的かつ効率的な保全のために、多様な主体の参画と連携を進めるには、適切な情報共有が不可欠であり、公開情報の見せ方について、改善が必要。【⇒ 2. 参照】

(2) 国内希少野生動植物種の生息地等情報の公開・提供について

- ・国内希少野生動植物種の詳細な生息・生育地の情報（以下、生息地等情報）については、認知された場合には愛好家等により違法に捕獲・採取されるおそれがある種が含まれることから、原則として提供していない。
- ・ただし、国内希少野生動植物種を含む絶滅危惧種の情報は、一部を公開。
 - 維管束植物については、第2次レッドリストに係るRDB刊行時と第3次レッドリスト選定時に収集した生育地情報について、採取等のリス

クの観点から公開に問題の無い絶滅危惧種に限定して生育地情報を2次メッシュで公開。

- 「いきものログ」において、絶滅危惧種を含む市民調査の結果を2次メッシュ等で公開。
- 環境アセスメントデータベース（EADAS）において、絶滅が危惧される猛禽類の2次メッシュ生息分布データ等を公開。

・一方で、国内希少野生動植物の生息・生育が知られないまま生息地等が開発圧等を受ける事例がある。例えば、国内希少野生動植物種ではないが、平成30年度には絶滅危惧IB類に選定されているシダ植物であるシムライノデに関して、生育地であることを知らないで、伐採されたことにより唯一の自生地が失われた。

⇒ 国内希少野生動植物種の生息地等情報は極めて慎重に取り扱う必要がある一方、上記のような事例を未然に防ぐための方策を検討する必要に迫られている。【⇒3. 参照】

2. 国内希少野生動植物種に関する情報の整理・公開について

（1）情報の整理・公開の意義

当該種に係る取組の方向性や効果的な対策について多様な主体と共有するとともに、様々な主体の保全対策の取組状況等を整理し、さらなる参画を促進する。

（2）国内希少野生動植物種に関する情報の整理・公開方針（案）

- ①種ごとの基本的な資料について整理して公開する。
- ②国内希少野生動植物種の種ごとの保全対策の情報を集約し、保全対策に取組む者にとって、取組全体を把握しやすくするものとする。
- ③環境省が管理・実施している事業等に加え、地方公共団体が実施している保全対策や、民間事業者等が実施している保全の取組も広く掲載する。また、掲載にあたっての提案を受け付ける。

⇒ 情報を整理・集約したウェブページイメージ（案）は別添1及び2のとおり。

3. 生息地等情報の公開・提供について

(1) 生息地等情報を公開・提供した場合の期待とリスク

国内希少野生動植物種の生息地等情報を公開・提供した場合に、①期待できること及び②リスクは以下のとおり。

①期待できること

ア 当該地における開発や事業の実施、その他土地の管理の際に、国内希少野生動植物種の保存に配慮される可能性がある。

※種の保存法第34条「土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、国内希少野生動植物種の保存に留意しなければならない。」

イ 国内希少野生動植物種の存在が認知されることにより、地域の資源として保全活動等に繋がる可能性がある。

ウ 地方自治体による土地利用基本計画策定時に国内希少野生動植物種の生息地等に配慮できる可能性がある。

エ 開発事業計画書に係る許認可手続きを条例において定めている地方自治体においては、国内希少野生動植物種の生息地等への悪影響を回避するための指導ができる可能性がある。

②リスク

ア 特に「捕獲・採取」が存続を脅かす要因となっている種は、捕獲・採取圧が高まるおそれがある。

イ 現時点において捕獲・採取圧がない種であっても潜在的に捕獲・採取圧を受ける可能性のある種については、愛好家等から人気が出た際に捕獲・採取圧が高まるおそれがある。

ウ 開発や事業への支障となることを避けるために、（法規制後は違法であるが）意図的に捕獲・採取されるおそれがある。

(2) 生息地等情報の公開・提供を検討するための方針（案）

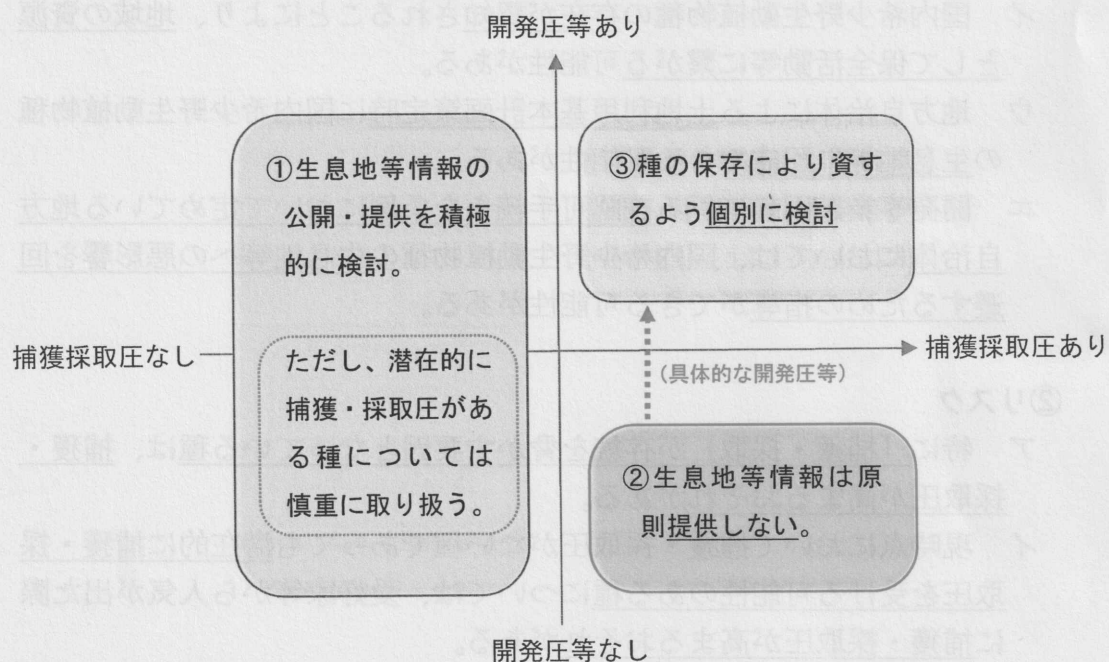
生息地等情報を提供した場合に期待できることは種ごとに共通である一方、リスクは種と生息地等毎に状況が異なる。このため、生息地等情報の提供の是非は種ごと及び生息地等毎に慎重に判断する必要があるものの、基本的には以下の整理に沿って情報の公開・提供の可否を検討する。

①捕獲・採取圧のおそれが低い種については、生息地等情報を公開・提供することがその種の保全に資すると考えられることから、生息地等情報の公開・提供を積極的に検討する。

②捕獲・採取圧があり、かつ具体的な開発圧等がない種については、生息地等情報は原則提供しない。

③捕獲・採取圧があり、かつ具体的な開発圧等がある種については、その種の保存により資するよう、関係する地方自治体等には情報提供を行うなど生息地等情報の提供は個別に検討する。

④生息地等情報の公開・提供の程度（メッシュの大きさ等）については、公開は2次メッシュ程度を基本としつつさらに検討する。 提供は種の特性に応じて個別に検討する。



生息地等情報の公開・提供を検討するための方針（案）